

1 事業の成り立ち

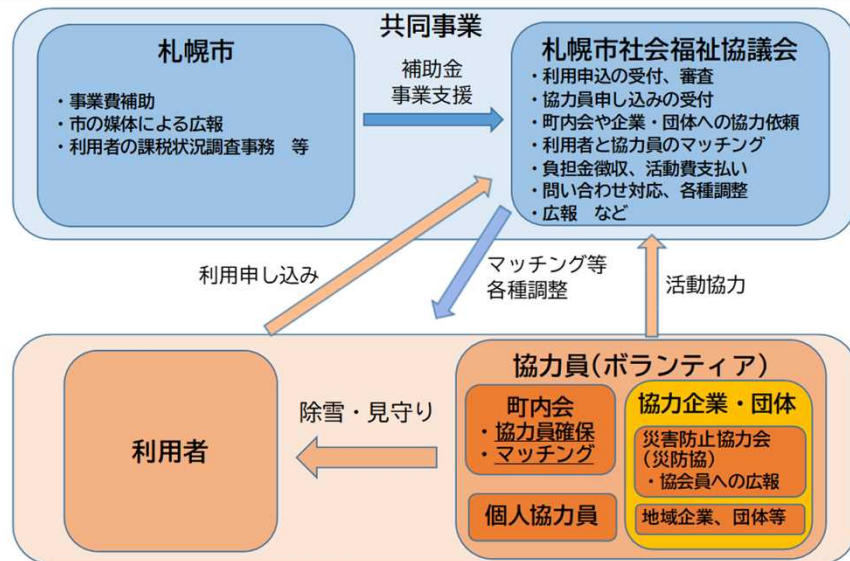
(1)目的

高齢者世帯や重度の身体障がい者世帯など、積雪により、買い物や通院などの外出に支障のある世帯に対して、道路に面した出入口部分をボランティアである地域協力員が除雪作業を行うとともに、必要に応じて声掛け等の見守り活動を行うことにより、地域で安心して暮らすことができるよう支援し、地域福祉活動を推進することを目的とする。

(2)事業化の経緯

年度	事業検討	市民委員会
平成12年度	平成7年から札幌市社会福祉協議会（以下、市社協）で行っていた「除雪ボランティア事業」をベースに、核家族化と高齢化の進展による自力除雪が困難な世帯の増加に対応するため、福祉除雪事業を開始。市内20地区（各区2地区）で試行実施	事業内容を決定するにあたり、多様な検討を行い、本市へ提言することを目的として設置される
平成13年度	実施地域を市内全域90地区に拡大	
平成15年度	アンケートにおいて事業内容が高い評価を得ていること、及び市民委員会の提言を踏まえ、継続事業として本格実施	平成15年度以降の事業内容の方向性や事業の位置づけについて提言し、以降、当面の活動を休止
平成18年度以降	平成18年10月：過去3年間の検証、課題等の検討を行うため市民委員会を再開。 平成19年5月：4回の審議を経て、平成19年度以降の事業実施についても、これまでの内容を基本的に継続することが適当である旨を提言。以降、休会。 平成26年3月末：市民委員会を廃止。今後、福祉除雪に関する検討を行う場合、札幌市社会福祉協議会地域福祉活動専門分科会より意見をいただくこととした。	

2 事業の体系（関係者等）



3 事業内容

(1)利用者

利用要件	道路に面する一戸建ての住宅に居住し、おおむね500メートル以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、次のいずれかに該当するもののうち、自力で除雪が困難と認められる世帯 ・70歳以上の方または重度（1級及び2級）の身体障がいのある方のみで構成される世帯 ・市社協が特に必要と認めた世帯
負担金（1シーズン）	・市民税課税世帯 10,000円 ・市民税非課税世帯 5,000円 ・生活保護世帯 無料

(2)協力員

活動内容	除雪期間：12月1日～3月20日 除雪内容：道路に面した出入口部分は幅1.5メートル、出入口から玄関までは幅80cmの範囲で除雪を行う（排雪は行わない） 活動日：市の生活道路の新雪除雪が行われた日（概ね10cm以上の降雪）の翌朝12時頃までに除雪を行う（時間指定はできない） ※10か年平均の新雪除雪作業出勤回数：17回 見守り：作業終了の通知の投函や要望に応じた声掛け、異変を感じた場合の区社協への通報等
活動費（1シーズン）	1世帯につき21,000円

4 事業の評価（アンケート結果）

(1)利用者(利用した感想)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
良かった	79.5	78.6	81.8	76.4	78.1	78.9
まあまあ良かった	12.6	14.2	11.2	14.0	12.6	12.9
合計	92.1	92.8	93.0	90.4	90.7	91.8

(2)協力員(活動した感想)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
良かった	59.6	62.4	60.0	50.4	57.7	58.0
まあまあ良かった	37.2	34.7	35.2	37.1	38.4	36.5
合計	96.8	97.1	95.2	87.5	96.1	94.5

(3)協力企業(次年度の協力希望)

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
協力する	90.2	94.1	90.4	89.0	88.2	90.4
協力しない	0.7	1.3	2.5	2.7	1.4	1.7
わからない	9.1	4.6	7.0	8.2	10.4	7.9